

北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本公募型プロポーザルは、「北広島町まちづくり拠点整備基本計画（平成 30 年 1 月策定）」を踏まえ、北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有する設計者を選考することを目的として実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務
- (2) 発注者 北広島町
- (3) 業務内容 北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務及び測量・地質調査等（契約書等の作成を含む。）
なお、詳細については、仕様書による。
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から平成 31 年 2 月末日
- (5) 委託金額 委託金額は、30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 計画概要

- (1) 建物用途 まちづくり拠点施設
「北広島町まちづくり拠点整備基本計画」のとおり
- (2) 所在地 北広島町有田 1234 番地他の一部
- (3) 敷地面積 約 4,000 ㎡
- (4) 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内（非線引区域）
第一種住居地域（建ぺい率 60% 容積率 200%）
- (5) 建物規模 1,800 ㎡程度（計画延床面積）
- (6) 概算建築工事費 10 億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
建築本体工事費、各種設備工事費、外構工事費（駐車場最低 50 台を含む）、付帯工事費（電気・水道・下水道の接続等を含む）
敷地は 1m の嵩上げを想定しているが、この工事費は含まない。
- (7) 事業計画 設 計：平成 30 年度
建設工事：平成 31 年度から平成 32 年度

4 実施要領等の配布

- (1) 配布方法 北広島町ホームページからダウンロード (<http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/>)
- (2) 配布開始 平成 30 年 1 月 25 日（木）から

5 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第一次選考	実施要領等の配布	平成 30 年 1 月 25 日 (木) から
	参加申込書等に関する質問書受付期間	平成 30 年 1 月 26 日 (金) から 平成 30 年 2 月 7 日 (水) まで
	参加表明書等の提出期限	平成 30 年 2 月 14 日 (水)
	第一次選考	平成 30 年 2 月 20 日 (火)
	選考・非選考通知書の送付	平成 30 年 2 月 22 日 (木)
第二次選考	技術提案書に関する質問書受付期間	平成 30 年 2 月 23 日 (金) から 平成 30 年 3 月 8 日 (木) まで
	技術提案書の提出期限	平成 30 年 3 月 15 日 (木)
	第二次選考	平成 30 年 3 月 27 日 (火)
	選考・非選考通知書の送付	平成 30 年 3 月 30 日 (金)

6 担当課

北広島町教育委員会 生涯学習課

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

電話：050-5812-1864（直通） E-mail：k-syogaku@town.kitahiroshima.lg.jp

7 資格要件

(1) 技術提案書を提出できる者（以下「提出者」とする。）の資格要件

ア 単体企業の場合

- (ア) 広島県及び北広島町から指名停止措置を受けていない者であって、広島県内に本社又は支社・営業所を有し、北広島町競争入札参加者資格に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生又は更生手続開始決定を受けている者は、この限りではない。
- (エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (オ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していない事。

イ 設計共同体の場合

- (ア) 設計共同体で、今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。
- (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 代表構成員及び構成員は、アの(ア)から(エ)に掲げる条件をすべて満たすものであること。
- (エ) 構成員が単体企業又は、他の設計共同体の構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。

(2) 技術者の資格要件

- ア 建築設計業務等委託契約約款第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。
なお、管理技術者と主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計 (まちづくり基本計画で示された、与条件に基づく具体的な建物配置や諸室の配置、階構成、内外デザインの基本的内容、概算工事費・規模の算出等を含む)
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

- ウ 管理技術者は、提出者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、提出者の組織（設計共同体の構成員を含む）に所属していること。
- エ 配置予定技術者は、参加表明書等の受付日以前に、参加者の組織若しくは協力事務所と直接かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

(3) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から、契約までのいずれの日においても、北広島町から指名停止措置を受けていないこと。

なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

8 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数、担当課へ提出すること。

提出書類	様式等	
ア 参加表明書	様式 1	提出部数 各 1 部 (ホッチキス止め しないこと)
イ 提出者（設計事務所）の経歴等	様式 2	
ウ 管理技術者の経歴等	様式 3	
エ 主任技術者の経歴等	様式 4	
オ 協力事務所の名称等	様式 5	
カ 設計共同体結成届（設計共同体の場合）	様式 6	
キ 設計共同体協定書（設計共同体の場合）	様式 7	
ク 設計共同体の取組体制（設計共同体の場合）	様式 8	

(2) 提出方法

ア 提出期間

平成 30 年 1 月 26 日（金）午前 8 時 30 分から

平成 30 年 2 月 14 日（水）午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 提出先

本要領 6 に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書に関する事項とし、次のとおりとする。

なお、選考に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

平成 30 年 2 月 7 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）

イ 提出先

本要領 6 に掲げる担当課

ウ 提出書式

質問書（様式 12）

エ 提出方法

電子メールによる提出とする。電子メールの件名は「北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務プロポーザル質問書」として送信し、生涯学習課まで必ず電話で送信確認をすること。電話又は口頭による質疑には応じない。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、平成 30 年 2 月 9 日（金）午後 5 時 15 分までに、随時町ホームページに掲載する。

9 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、一次選考で選考された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 提案書提出届	様式 9	1 部
イ 業務実施方針	様式 10	20 部（企業名無し） 1 部（企業名あり）
ウ 技術提案書	様式 11（A3） （2 枚以内）	※イとウをホッチキス留め （左上 1 ヶ所）提出すること。 ※カラー印刷とすること。

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針、取組体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項、特に重視する設計上の配慮事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

技術提案書は、原則として以下のテーマ及び留意点について、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

なお、文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図、写真等は使用して構わないが、具体的な設計を必要とする設計図・模型（模型写真を含む）・パース等は使用する必要はない。

作成に当たっては、「北広島町まちづくり拠点整備基本計画」（別冊のとおり）のほか、本町の地域特性や周辺環境との調和等を十分考慮したうえで検討、提案すること。

また、日照、採光、通風等による良好な環境条件を確保するとともに、十分な防災性、防犯性を備えた健康的で安心・安全で潤いのある施設環境を形成する事。ユニバーサルデザインに配慮し、利用者が快適で安全に使用できる施設としてバリアフリー化を図ること。

さらに、省資源、省エネルギーに配慮し、施工前、施工後に係る全体事業費（ライフサイクルコスト）の圧縮に関する提案を求める。

なお、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

【テーマ 1】誰もが気軽に自由に集い交わる場について

目的を持った人、持たない人、誰でも気軽に自由に集う事ができ、様々な人との出会いの場となり、施設内で行われる多様な学習・活動などの情報に触れることにより、学

習・活動を始めるきっかけとなる場とする。

また、施設内に限らず、施設外の周辺施設・空間と一体的な活動ができる場とする。

さらには、災害時には避難場所として対応できる場とする。

■空間的機能

- ・総合案内や休憩・談話ができるコーナー、キッズスペース、全町的な学習・活動の情報受発信など、多様な活用ができるロビーを整備し、住民が気軽に集い、交流できる空間を形成する。

■防災機能

- ・災害時は避難所となるように諸室を工夫し、防災用品備蓄庫を整備する。

【テーマ2】生涯にわたって様々な学習の機会が得られる場について

生きる力、総合的な力を身に付けられるよう、そのライフステージに応じた学習の機会が得られるなど、自己成長の支援を享受することができ、また、その成果を生活や活動などに活かすことができる場とする。

■生涯学習機能

- ・生涯学習業務を行う部署の事務室を整備し、町全体の生涯学習の推進、地域の生涯学習拠点である各公民館の運営調整、地区の地域振興拠点である基幹集会所でのサークル活動支援など行う。
- ・多目的ホールや会議室、実習室などを整備し、町全体に関わる生涯学習のシンポジウムや講座、教室、千代田地域における住民の自主的な学習・活動の場を提供する。
- ・図書館千代田分館を整備し、自主学習の場を提供する。

【テーマ3】交流ネットワークが形成できる場について

住民の自主的な学習・活動が尊重され、さらに、住民と住民との交流によって、その学習、活動の幅を広げる事ができるなど、交流ネットワークが形成できる場とする。

■交流促進機能

- ・学習、活動の様子が見え、自発的な参加を促せるよう会議室を工夫して整備し、住民と住民の交流を促進する。（諸室は、生涯学習機能と兼用）
- ・多目的ホールや会議室を整備し、様々な学習・活動の成果を発表・展示する場を提供し、交流を促進する。（諸室は生涯学習機能と兼用）

【テーマ4】まちづくりが実現できる場について

住民による地域・社会課題の解決や、地域活性化に向けた地域づくり、まちづくりに関する活動に対して、行政から様々な情報や支援などを享受することができ、協働によるまちづくりが実現できる場とする。

■協働のまちづくり機能

- ・地域振興業務を行う部署の事務機能を有し、町全体の地域振興・協働のまちづくりの推進、地区の地域振興拠点である各中央公民館の運営調整、各地域づくり協議会の活

動支援、地区の地域振興拠点である基幹集会所での活動支援などを行う。（諸室は生涯学習機能と兼用）

- ・多目的ホールや会議室を整備し、町全体に関わる地域課題の解決や社会課題の解決に向けた講座や教室、千代田地域における地域づくり活動の場を提供する。諸室は生涯学習機能と兼用）

【テーマ5】 コアゾーン及び役場周辺施設の関係性について

地域交流ゾーン内のまちづくり施設と周辺のゾーン、特にコアゾーン、商業施設ゾーンとの関係性を考慮し、テーマに沿った活動を生み出す環境づくりのできる提案を求める。

この場合、地域交流ゾーンとコアゾーンの境界は、明確に決定したものではない。

※1 地域交流ゾーン等の各ゾーン設定は、参考資料1のとおり。

※2 千代田中央公民館の年間利用人数は約26,000人。現行諸室は、参考資料2のとおり。

現行の公民館機能は基本的には移行するが、将来的に上記の5テーマを実現するために有効と思われる諸室を設置した提案を求める。

また、多目的ホール（定員200人程度）・北広島町図書館千代田分館（蔵書数2万冊程度）・社会福祉協議会千代田支所（事務所・倉庫100㎡程度）を設置すること。

（4）計画に当たっての留意事項

ア 地域交流ゾーン（建築予定地）は志路原川および冠川の浸水想定区域であり、まちづくり拠点施設は、避難施設となるため、1.0m程度の嵩上げを想定している。（計画高：GL+1.0m）嵩上げた状態での提案を求める。

イ コアゾーン（緑の広場）は地域交流ゾーンや商業ゾーンとのつながりを考慮して各ゾーン向けて、なだらかな傾斜等により、すり付けを想定している。

ウ 地域交流ゾーンへのメインアクセスは、町道下頼信3号線からを想定している。

エ 地域交流ゾーンは商業施設とのアクセスを考慮すること。

（5）提出方法

ア 提出期間

平成30年2月23日（金）午前8時30分から

平成30年3月15日（木）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

本要領6に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び選考に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

平成 30 年 3 月 8 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）

イ 提出先

本要領 6 に掲げる担当課

ウ 提出書式

質問書（様式 12）

エ 提出方法

電子メールによる提出とする。件名は「北広島町まちづくり拠点施設基本・実施設計業務プロポーザル質問書」として送信し、生涯学習課ふるさと夢プロジェクト係まで必ず電話で送信確認をすること。電話又は口頭による質疑には応じない。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、平成 30 年 3 月 12 日（月）午後 5 時 15 分までに、随時町ホームページに掲載する。

10 選考

(1) 審査委員会の設置

受注候補者の選考は、町が設置する審査委員会が行う。審査委員は次のとおり（敬称略）

委員長 三浦 浩之（広島修道大学人間環境学部教授
北広島町まちづくり拠点整備検討委員会委員長）

委員 山田 孝延（岡山県立大学名誉教授
日本建築家協会中国支部教育・表彰委員会委員長）

委員 宮崎 昌二（広島県土木建築局建築技術部長）

委員 中原 健（北広島町役場副町長）

委員 畑田 正法（北広島町役場企画課長）

委員 砂田 寿紀（北広島町役場建設課長）

委員 西村 豊（北広島町教育委員会生涯学習課長）

* 審査委員は、病気その他やむを得ない事情がある時は変更することがある。

(2) 選考方法

受注候補者の選考は、以下のとおり二段階選考方式で行い、最優秀者 1 者、及び次点者 1 者を特定する。

なお、本プロポーザルにおける参加者（参加表明書又は技術提案者）が 1 者のみであっても、特定の可否を決定する。

(3) 第一次選考

ア 選考方法

参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から5者程度選考する。

イ 選考結果の通知

選考の結果は、提出者全員に通知する。

ウ 非選考理由に関する事項

(ア) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案者の提出者として選考されなかったものに対しては、選考されなかった旨とその理由（非選考理由）を書面により通知する。

(イ) 上記（ア）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含めない）以内に書面（様式は自由）により、北広島町長に対して、非選考理由について説明を求める事ができる。

(ウ) 上記（イ）の回答は説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

(エ) 非選考理由の説明書請求の受付場所及び時間は、次のとおり。

場所 6の担当課に同じ

時間 午前9時から午後5時まで

(4) 第二次選考

ア 特定方法

一次選考で選考された者による公開プレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、及び評価を行い、最優秀者1者及び次点者1者を特定する。

なお、第一次選考における選考結果（採点）を、第二次選考に一部持ち越すものとする。

イ 実施（予定）日

平成30年3月27日（火）

ウ プレゼンテーション・ヒアリング等の留意事項

説明者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

説明に際しては、提出した技術提案書のみを用いた内容説明とし、拡大パネル（A1版）又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用（スクリーン及びプロジェクターは担当課で用意）しての説明とすること。

なお、現時点で想定しているプレゼンテーション・ヒアリングの実施方法は次のとおり。詳細については、別途通知する。

・個別に提案書の説明（1者につき15分以内）をうけ、その後、審査委員会から質疑応答（1者につき10分程度）を行う。

エ 特定結果の通知

特定の結果は、提出者全員に通知する。

なお、特定された最優秀者の技術提案書の一部（様式11）は、後日北広島町ホームページに掲載し公表する。

また、候補者に対する通知は設計者として決定したものではない。

オ 非特定理由に関する事項

(ア) 提出した技術提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。

(イ) 上記（ア）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含めない）以内に書面（様式は自由）により、北広島町長に対して、非特定理由について説明を求める事ができる。

(ウ) 上記（イ）の回答は説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

(オ) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び時間は、次のとおり。

場所 6の担当課に同じ

時間 午前9時から午後5時まで

(5) 評価項目等

評価項目等は別紙「評価要領」のとおり。

11 契約書作成の要否等

(1) 本事業の契約は、北広島町と設計者の2者契約とし、選考者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成する。契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙のとおり。

特記仕様書（案）に記載の設計と条件等に従って設計業務を行い、設計金額を予定工事費以内に収めること。

12 参加者の失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

(1) 提出期間を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選考の公平性を害する行為があった場合

(4) 本要領2（5）に示す委託上限額を超えた場合

(5) 本要領7に示す参加資格要件を欠くことになった場合

(6) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者が、技術提案書の選考に関して、審査委員に接触することがあった場合。

(7) その他要領に違反するなど審査委員会が不適合と認めた場合

13 その他の留意事項

(1) 本業務はプロポーザル方式により設計者を選考するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定する。

(2) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

- (3) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとする。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非選考通知を受けた者は技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 提出された参加表明書、技術提案書は、返却しない。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、その提案者に帰属するものとする。
- (7) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選考以外に提出者に無断で使用しない。選考に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請（設計共同体の場合は1設計企業体について1申請）とする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 千代田中央公民館へ電話等により直接問い合わせることは、厳に禁止する。
- (11) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加又は工事を請け負う事ができない。
- (12) 審査委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととする。
- (13) 電話等による選考結果の問合せや、選考方法、選考結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- (14) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (15) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続性が困難となった場合には、町は契約の解除ができるものとする。この場合町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。